

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

第6回会議（平成22年7月2日開催）議事要旨

1 議事概要

【事務局報告】

事務局から、出張に基づいてオーストラリア（ビクトリア州）における死因究明制度の概要について報告がなされた。

（詳細は別添資料参照）

【自由討論】

引き続き、事務局から中間取りまとめ（案）が提示され、内容について討議が行われた。

委員からは、

- ・ 今回の中間とりまとめには、来年度予算に反映すべき事項と今後の議論の方向性を盛り込むべきである。
- ・ いわゆる時津風部屋事件がこの委員会設立のきっかけであるので、中間取りまとめにおいて、そのことを触れるべきである。
- ・ 冒頭で発表にあったオーストラリア（ビクトリア州）の死因究明制度のように全死体についてCT検査と薬物検査を実施し、かつ法医学者がすべての死体を見るという制度が理想的である。
- ・ CT検査について、だれが撮影して、その画像をだれが責任を持って読むのかを検討すべきである。
- ・ 長期的には死因や自他殺・病死の別等の判断をだれが行うのか検討すべきである。
- ・ 大規模災害やテロ事件等による多数の身元不明死体の身元確

認を行うためには、歯科所見のデータベースが必要となるので、
その方途について検討すべきである。
等の意見が述べられた。

2 その他

次回会議は、平成22年7月30日（金）開催

（添付資料）

- ・ オーストラリア（ビクトリア州）における死因究明制度の概要について